

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度を活用し、町内産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へ返礼品として進呈する地場産品の募集について必要なことを定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地場産品 町内で生産、加工、製造される商品(町外産原料を町内において主要な部分を加工したもの及び町内産原料を町外で加工したものを含む。)又は、サービスの提供で、阿見町の魅力を発信し、地域産業の振興につながる要素を持つものをいう。
- (2) 提供事業者 地場産品の提供を行っている事業者のうち、この要領に基づき、返礼品の提供について町長の承認を得たものをいう。
- (3) 寄附者 阿見町に対しふるさと納税を行った者をいう。
- (4) 返礼品 提供事業者が取扱いを行う地場産品のうち、寄附者に進呈することで、阿見町を広報でき、地元産業の振興につながる要素を持つものとして町長が認めるものをいう。

(事業内容)

第3条 町長は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、寄附金に応じて当該寄附者が希望する返礼品を進呈するものとする。

- 2 寄附者への返礼品の送付は、原則として提供事業者が行うものとする。
- 3 提供事業者が寄附者に対し返礼品の送付を行った場合、町長は返礼品代金を当該提供事業者が業務代行業者を通じて支払うものとする。

(提供事業者の募集)

第4条 町長は、広報紙、その他の広報媒体により、提供事業者を募集するものとする。

(提供事業者の資格要件)

第5条 提供事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものでなければならない。

- (1) 各種法令に適合した商品又はサービスの提供を行っている事業者であること。
- (2) 参加申込時点において、阿見町税条例(昭和53年阿見町条例第1号)に規定する町税及び阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)に規定する都市計画税及び阿見町国民健康保険条例(昭和34年阿見町条例第4号)に規定する国民健康保険税に滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者でないこと。
- (4) その他町長が公募の際に定める要件を満たしていること。

(事業参加及び返礼品の提供申込)

第6条 返礼品を提供しようとする者(以下「申込者」という。)は、阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業者・集荷場情報登録用紙
- (2) 返礼品登録用紙
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 申込者が提供することができる返礼品の価格は、寄附金に対して3割以下とする。この場合において、返礼品の価格は消費税込みの価格とする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、返礼品等の進呈について別に定める。

4 申込者は、返礼品として提供しようとする地場産品が受注生産によるなど寄附者への送付までに一定期間を要するもの、又は季節限定品など送付の時期が限られるものである場合は、第1項の申込の際に、その旨を申込書に記載しなければならない。

(申込者及び返礼品の承認)

第7条 町長は、前条の規定による申込書の提出があったときは、当該申込みに係る書類等の審査、必要に応じて行う実地調査、その他の方法により、事業者及び地場産品が適当であるか否かを調査し、速やかに、返礼品の採用の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項に規定する採用を決定したときは、阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書(様式第2号)により、採用を承認しない場合には、阿見町ふるさと応援寄附返礼品不採用決定通知書(様式第3号)により、申込者に通知するものとする。

3 返礼品の承認期間は、阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書に記載した期間とする。ただし、第9条の規定による辞退届出書の提出がない場合であって、次項に規定する採用の取消がされない限り、1年度ごとに自動更新するものとする。

4 町長は、申込者が第5条の要件を欠くに至った場合や、申込者又は返礼品が提供にふさわしくないと認められる場合は、採用を取り消すことができる。

(返礼品等の内容変更)

第8条 申込者が、前条第2項の規定による承認を受けた内容を変更する場合には、内容を変更しようとする日の2ヶ月前までに阿見町ふるさと応援寄附返礼品内容等変更申込書(様式第4号)に第6条第1項に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項の規定による内容変更の申込があった場合には、町長は前条の規定に準じて内容変更の手続きを行うものとする。

(提供の辞退)

第9条 申込者が、返礼品の提供を辞退する場合には、辞退をする1ヶ月前までに阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(返礼品の送付)

第10条 寄附者から返礼品の申込みがあった場合は、業務代行業者が電子メールにより申込者に通知するものとする。また宅配業者が、業務代行業者より連絡を受けた後、配送伝票を申込者に届けるものとする。

- 2 申込者は、寄附者に対し前項の通知を受けた日から起算して1ヶ月以内に返礼品に配送伝票を添付して送付するものとする。
- 3 申込者は、在庫不足その他の理由により、返礼品の送付が第1項の規定による通知を受けた日から1ヶ月を超えることが見込まれる場合は、速やかに町長に報告しなければならない。
- 4 申込者は返礼品の送付に際し、阿見町へのふるさと納税に係る返礼品であることを明確に表示しなければならない。この場合において、申込者のパンフレット等を返礼品に同封することができる。

(申込者の責務等)

第11条 申込者は、町長の許可なく事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 この事業の実施に係る自社の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- 3 申込者は、提供した返礼品の品質、性能等に関する苦情及び事故に対して責任を持って誠実に対応しなければならない。この場合において、苦情又は事故の事実及び対応の結果を、速やかに、町長に報告しなければならない。

(支払明細書の了承)

第12条 寄附者に対する提供事業者の1ヶ月分の送付実績を、業務代行業者が月末締めした後、支払明細書の発行を行う。提供事業者は支払明細書の内容を確認し、内容に不備がない場合は、了承することとする。

(事業広報への協力)

第13条 申込者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、阿見町が事業の広報を目的としたチラシその他制作のために必要な協力を行うものとする。

(個人情報の保護)

第14条 申込者は、本業務により個人情報等を知りえた場合、関係法令のほか阿見町個人情報保護条例(平成18年阿見町条例第25号)を順守し、厳重に取り扱うとともに、返礼品の送付以外の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。これは返礼品の提供を行わなくなった後においても同様とする。

2 寄附者から申込者へ直接連絡等があった場合など、申込者が直接寄附者等から入手した個人情報についてはこの限りでない。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

阿見町長 宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供申込書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第6条の規定により、裏面のふるさと応援寄附返礼品取り扱いに係る確認事項を理解し、次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として申し込みます。

なお、個人情報の取扱いについては、関係法令のほか阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第14条の規定を遵守することを誓約いたします。

また、審査において、納税状況確認のため、町税の納税状況に関する情報について、町が確認することに同意します。

1	商品代（ 円） 商品名 （ ）
2	商品代（ 円） 商品名 （ ）
3	商品代（ 円） 商品名 （ ）
4	商品代（ 円） 商品名 （ ）
5	商品代（ 円） 商品名 （ ）

【添付書類】「事業者・集荷場情報登録用紙」「返礼品登録用紙」

※「返礼品登録用紙」は返礼品ごとに作成してください。

(裏)

ふるさと応援寄附返礼品取り扱いに係る確認事項

- (1) 申込者は返礼品の発送等については、誠実に行う。また、限度数等を設け受付をした場合は、申込者は必ず発送を履行する。
- (2) 申込者が著しく信頼を損なう行為をした場合は、阿見町ふるさと応援寄附金への参加を取り消す場合がある。当該行為により町に損害が生じた場合は、申込者に対しその費用の支払いを求める場合がある。
- (3) 商品代については、その年度内の改定は行わないものとする。
- (4) 提供した返礼品の品質及び性能等に関する苦情並びに事故により生じた損害は、申込者の負担とする。ただし、町の責めに帰すべき理由による場合は、町の負担とする。寄附者に起因する返礼品の損害等による支払いは、町が負担する。
- (5) 取扱いや保管方法等について、注意が必要な返礼品について、申込者は必ず注意を促す表示をするものとする。表示のないもので、取扱いや保管等で生じた損害は、申込者の負担とする。
- (6) 申込者は、返礼品の提供で知り得た情報を、他の目的に使用しない。

事業者・集荷場情報登録用紙			記入欄	例
返礼品提供自治体名	-		茨城県阿見町	
事業者様基礎情報				
1	事業者名	必須		株式会社○○ファーム
2	事業者名(全角カナ)	必須		カブシキガイシャマルマルファーム
3	代表者名	任意		山田 太郎
4	URL	任意		https://www.zennoh.or.jp/
5	本社・郵便番号	必須		150-0002
6	本社・住所(都道府県)	必須		東京都
7	本社・住所(市区町村)	必須		渋谷区
8	本社・住所(以降)	必須		渋谷1-1-1
9	本社・電話番号	必須		03-1234-5678
10	本社・FAX番号	任意		03-1234-5679
11	発注先メールアドレス	任意		mail@maru2farm.co.jp
↓ 集荷先情報と事業者様基礎情報(本社情報)が同じ場合、項番13~32の記入は不要です。 ↓				
集荷場情報A				
13	本社と集荷場関係	必須		2: 集荷場情報と本社情報が異なる(集荷先≠本社)
14	集荷場名	必須		○○ファーム集荷場1
15	集荷場・郵便番号	必須		150-0002
16	集荷場・住所(都道府県)	必須		東京都
17	集荷場・住所(市区町村)	必須		渋谷区
18	集荷場・住所(以降)	必須		渋谷1-2-345
19	集荷場・電話番号	必須		03-9876-5432
20	集荷場・FAX番号	任意		03-9876-5431
担当者情報				
21	担当者名	任意		山下 太郎
22	担当者名(全角カナ)	任意		ヤマシタ タロウ
23	担当者連絡先①	任意		03-9876-5432
24	担当者連絡先②(携帯他)	任意		090-1234-5678
25	担当メールアドレス	任意		syuuka1@maru2farm.co.jp
集荷場情報B				
26	集荷場名	必須		○○ファーム集荷場2
27	集荷先・郵便番号	必須		150-0002
28	集荷先・住所(都道府県)	必須		東京都
29	集荷先・住所(市区町村)	必須		渋谷区
30	集荷先・住所(以降)	必須		渋谷1-2-345
31	集荷先・電話番号	必須		03-9876-5432
32	集荷先・FAX番号	任意		03-9876-5431
担当者情報				
33	担当者名	任意		川上 太郎
34	担当者名(全角カナ)	任意		カワカミ タロウ
35	担当者連絡先①	任意		03-9876-5433
36	担当者連絡先②(携帯他)	任意		090-1234-1111
37	担当メールアドレス	任意		syuuka2@maru2farm.co.jp
↓ 以下間違いがございましたら、お支払いが出来なくなりますので、十分ご注意ください。 ↓				
振込先口座情報				
38	金融機関コード ※1 郵便局の場合は欄外確認	必須		1234
39	金融機関名	必須		ゼンノ銀行
40	支店コード	必須		777
41	支店名	必須		東京支店
42	預金種目	必須		普通
43	口座番号 ※2 通帳記載の口座番号を「0」も含めて、そのまま記入ください。	必須		0900000
44	口座名義人	必須		株式会社○○ファーム
45	口座名義人(半角) (半角ががて30文字まで)	必須		カブシキガイシャマルマルファーム

※1 郵便局ご利用の場合は、以下サイト(振込用の店名・預金種目・口座番号照会)等を利用し、口座を確認ください。外部(郵貯)サイトへ接続されます。
http://www.jp-bank-japanpost.jp/kojin/sokin/furikomi/kouza/ki_sk_fm_kz_1.html

返礼品登録用紙

				自治体名	茨城県阿見町			
				事業者名				
				集荷場				
商品名								<input type="checkbox"/>
商品代				円	※荷造・箱・梱包代を含む「消費税込みの金額」を記入してください。			<input type="checkbox"/>
内容	内容量							<input type="checkbox"/>
	原材料	※原材料等を確認するため「食品表示ラベルの添付」をお願いします。 ご記入は不要です。						<input type="checkbox"/>
	原産地							<input type="checkbox"/>
	賞味・使用期限							<input type="checkbox"/>
提供可能数	<input type="checkbox"/> 制限なし	<input type="checkbox"/> 制限あり	年間		月間		<input type="checkbox"/>	
受付期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input type="checkbox"/> 季節限定		～			<input type="checkbox"/>	
商品のPR							<input type="checkbox"/>	
注意事項/その他							<input type="checkbox"/>	
発送について	発送期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input type="checkbox"/> 期間限定		～		<input type="checkbox"/>	
	発送種別	<input type="checkbox"/> 常温	<input type="checkbox"/> 冷蔵	<input type="checkbox"/> 冷凍				<input type="checkbox"/>
	梱包後のサイズ	縦： cm	横： cm	高さ： cm	三辺合計： cm			<input type="checkbox"/>
	梱包後の重量	kg						<input type="checkbox"/>
<p>◎パッケージ写真、梱包後の写真、生産・加工風景の写真等の写真データも合わせてお送りください。</p> <p>・記載にあたり、ご不明な点はお問い合わせ先までお尋ねください。</p> <p>・この提案に基づき、書類審査を実施し、阿見町において採用の可否を決定します。</p>								
寄附金額				円	※阿見町記入欄	(返礼率)	<input type="checkbox"/>	
							承認番号 ※阿見町記入	

返礼品登録用紙（記入例）

		自治体名	茨城県阿見町				
		事業者名	阿見米穀店				
		集荷場	同上				
商品名	茨城県阿見町産コシヒカリ・ミルキーQueen 各5kg食べ比べセット					<input type="checkbox"/>	
商品代	6,000	円	※荷造・箱・梱包代を含む「消費税込みの金額」を記入してください。			<input type="checkbox"/>	
内容	内容量	コシヒカリ 精米5kg ミルキーQueen 精米5kg				<input type="checkbox"/>	
	原材料	※原材料等を確認するため「食品表示ラベルの添付」をお願いします。 ご記入は不要です。				<input type="checkbox"/>	
	原産地	茨城県阿見町				<input type="checkbox"/>	
	賞味・使用期限	精米日より1ヶ月が美味しく召し上がれます。				<input type="checkbox"/>	
提供可能数	<input type="checkbox"/> 制限なし	<input checked="" type="checkbox"/> 制限あり	年間	300	月間	<input type="checkbox"/>	
受付期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input checked="" type="checkbox"/> 季節限定	8月1日	～	12月31日	<input type="checkbox"/>	
商品のPR	<p>茨城県阿見町が誇るブランド米の食べ比べセットです。 品種ごとの違いを是非お楽しみくださいませ！</p> <p>■茨城県阿見町産 コシヒカリ 阿見町の豊かな自然環境の中、生産者たちが丹精込めて作ったコシヒカリです。</p> <p>■茨城県阿見町産 ミルキーQueen 粘りが強く、モチモチとした食感が特徴です。</p>					<input type="checkbox"/>	
注意事項／その他	1ヵ月以上保存する場合は、お米を密閉容器に入れ、冷蔵保存してください。					<input type="checkbox"/>	
発送について	発送期間	<input type="checkbox"/> 通年	<input checked="" type="checkbox"/> 期間限定	8月上旬	～	12月末まで	<input type="checkbox"/>
	発送種別	<input checked="" type="checkbox"/> 常温	<input type="checkbox"/> 冷蔵	<input type="checkbox"/> 冷凍			<input type="checkbox"/>
	梱包後のサイズ	縦：30cm	横：40cm	高さ：10cm	三辺合計：86cm		<input type="checkbox"/>
	梱包後の重量	10	kg				
<p>◎パッケージ写真、梱包後の写真、生産・加工風景の写真等の写真データも合わせてお送りください。 ・記載にあたり、ご不明な点はお問い合わせ先までお尋ねください。 ・この提案に基づき、書類審査を実施し、阿見町において可否を決定します。</p>						<input type="checkbox"/>	
寄附金額		円	※自治体記入欄			<input type="checkbox"/>	
<p>※ご記入は不要です。 商品代（税込）が3割以下となるように、自治体にて1,000円単位で設定します。</p>						承認番号 ※阿見町記入	

様

阿見町長 印

阿見町ふるさと応援寄附返礼品採用決定通知書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第7条の規定により、次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として決定しましたので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 継続
商品名		
商品代	円	
承認番号		
承認期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

※承認期間は、返礼品として承認された年度の3月31日までとします

なお、2月28日(29日)までに様式第5号 阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書が提出されなかった場合であって、第7条第4項に規定する採用の取消がされない限り、承認期間は1年間自動更新されることとします

令和 年 月 日

様

阿見町長 印

阿見町ふるさと応援寄附返礼品不採用決定通知書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第7条の規定により、次の商品を阿見町ふるさと応援寄附金の返礼品として不採用と決定しましたので通知します。

商 品 名	
不 採 用 と 決 定 し た 理 由	

阿見町長 宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品内容等変更申込書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第8条の規定により、既に返礼品として決定している以下の商品について次のとおり変更を申し込みます。

※商品代の変更を申し込める期間は、1月1日～1月31日までとします。

（変更が認可された場合、次年度の4月1日より商品代が変更となります。）

返 礼 品 名	
承 認 番 号	
変更したい内容	<input type="checkbox"/> 商品代の変更 <input type="checkbox"/> 分量の変更 <input type="checkbox"/> 発送期間の変更 <input type="checkbox"/> 画像・文章の変更 <input type="checkbox"/> その他
変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	
連 絡 先	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メー ル ア ド レ ス

阿見町長 宛

住所

事業者名

代表者名

電話番号

阿見町ふるさと応援寄附返礼品提供辞退届出書

阿見町ふるさと応援寄附返礼品募集要領第9条の規定により、阿見町ふるさと応援寄附への返礼品の提供を辞退します。

		承認番号	返礼品名称
今回届け出を行う返礼品の承認番号及び名称			
辞退の理由			
連絡先	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		